

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するお知らせ

農林漁業団体職員共済組合は、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）に基づき、次のとおりこの組合における個人情報の取扱いに関する事項を公表します。

1. 個人情報取扱事業者の名称

農林漁業団体職員共済組合（以下、「農林年金」という。）

2. 利用の目的

(1) 個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的

農林年金は、保有している農林漁業団体の役職員及び役職員であった者並びに年金受給者に関する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。）を番号法、住民基本台帳法及びその他関係法令で定める次の事務の目的のために利用します。

- ① 次に掲げる事務の達成のために行う特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等（以下「特例年金給付等」といいます。）の請求をしようとする見込まれる者（以下「請求見込者」といいます。）及び年金受給権者並びに一時金の支給を受ける者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認等に関する事務
 - ア. 特例年金給付及び統合前の未支給給付の決定、改定及び支給に関する事務
 - イ. 特例一時金の決定及び支給に関する事務
 - ウ. 特例退職共済一時金等の決定及び支給に関する事務
 - エ. 請求見込者に対する特例年金給付等の決定の請求に係る書類の送付に関する事務
- ② 源泉徴収票その他税に関する法令に基づく個人番号を記載した書面の作成等に関する事務

(2) 個人番号をその内容に含まない個人情報の利用目的

農林年金は、保有している農林漁業団体の役職員及び役職員であった者並びに年金受給者に関する個人情報（特定個人情報を除きます。）を次の業務の目的のために利用します。

- ア. 特例年金給付、移行年金給付及び統合前の未支給給付の決定、改定及び支給に関する業務
- イ. 特例一時金の決定及び支給に関する業務
- ウ. 特例退職共済一時金等の決定及び支給に関する業務
- エ. 旧農林共済組合員期間の証明に関する業務
- オ. 特例業務負担金の徴収に関する業務

- カ. 年金相談に関する業務
- キ. 広報に関する業務
- ク. 財政再計算及び各種統計に関する業務

なお、上記以外の目的に利用する場合は、別途ご本人へ事前に通知するものとし、次の業務の目的で利用します。

- ア. 退職者連盟・受給者連盟との連携に関する業務

3. 開示等の手続き

農林年金は、保有する個人情報についてご本人から開示、訂正、利用停止等の請求がなされた場合、個人情報保護規程又は特定個人情報保護規程の定めるところにより、次のとおり対応します。

- 対応窓口は、総務部 総務課 (03 - 3219 - 3105) とします。
- 受付時間は、平日 9 時から 17 時とします。(昼休 12 時から 13 時及び土・日曜日、祝祭日を除く。)
- 請求手続きは、この組合が定める方法によるものとします。
- 詳しくは、上記窓口までご照会ください。

4. 苦情等の申出先

農林年金が保有する個人情報の取扱いに関するご照会、苦情等については、次のとおり対応します。

- 対応窓口は、相談センター (03 - 3219 - 3123)
総務部総務課 (03 - 3219 - 3105)
企画部企画課 (03 - 3219 - 3102)
とします。
- 受付時間は、平日 9 時から 17 時とします。(昼休 12 時から 13 時及び土・日曜日、祝祭日を除く。)

5. 問い合わせ

- この件に関するお問い合わせ先
農林漁業団体職員共済組合 (農林年金) 総務部総務課 個人情報担当
〒101-8511 東京都千代田区内神田 1-1-12
電話 03-3219-3105 FAX 03-3219-3154